施設利用に伴う遵守事項同意書

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設（以下「福祉施設」という）を利用するにあたり、利用者の遵守事項を以下のとおりとする。

1　福祉施設の利用にあたり、関連する法令等を遵守すること。

2　那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等許可書に記載された事項を遵守すること。

3　故意又は重大な過失により施設等を損壊若しくは滅失したとき又は、施設等の適切な

管理が行われなかったために本市又は第三者に損害を与えたときは、利用者は、書面

にて本市へ報告したうえで、自己の責任においてこれを原状に復し、又は損害を賠償

しなければならない。

4　不可抗力発生時には、発生する損害を最小限にとどめるよう努力すること。

5　福祉施設を本市の承諾なしに譲渡、交換、貸付、又は担保に供してはならない。

6　日常的に清掃を行い、施設内及びその周辺の衛生環境等を良好に維持し、常に清潔

な状態を保つよう努めること。

7　利用期間中に、福祉施設の消耗品であるヒューズ・電球・水道のパッキン等の新調、

　取り替えなどの補修を行ったときは、この費用は利用者が負担することとし、その他施

設の修繕を要することとなった場合は、本市と協議の上、費用負担について決定するこ

と。

8　利用者は、円滑に建物全体の管理業務が行えるよう施設管理者等へ協力すること。

9　施設の利用に際し、事故等が発生した場合を除き、本市にその責めを求めず、利用者

として一切の責任を負うこと。

10　利用者は明渡しに際して、一切の残置物を残さないこととし、万が一、室内または敷地内に残置した一切の動産類について、利用者は所有権を放棄し、本市が処分した際にはその費用の請求を受けることに一切の異議を述べないこと。

11　利用者は明渡しに際して、残置物の全てが利用者の所有であることを本市に保証し、

第三者から異議があった場合は、利用者の責任と負担において解決するものとし、本市

に一切の迷惑をかけないこと。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　申請者　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　印